

岩手県監査委員告示第36号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和3年岩手県監査委員告示第33号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年11月9日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

1（1） 監査対象機関名 商工労働観光部産業経済交流課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年6月15日

イ 本監査実施日 令和3年7月27日

（3） 監査結果の公表の日 令和3年8月27日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、75,950円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	未支給分について、令和3年7月20日に追給処理を完了した。 再発防止に向けて、課内において赴任旅費の取扱いについて情報共有した。 今後は、新採用職員の赴任の際に直前の県任期付職員としての任用状況を確認し、再発防止に努める。

2（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年5月11日

イ 本監査実施日 令和3年7月7日

（3） 監査結果の公表の日 令和3年8月27日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
公用車の運行に当たり、法定の点検をしないまま運行しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	公用車の運行に当たっては、公用車の点検の種類、点検の時期等を所属内で共有し、適時適切に整備点検を行うこととした。